

第15号議案

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

暦年で付与している職員の休暇を年度での付与に移行するため、この条例を制定し
ようとするもの。

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「1暦年」を「1年度」に改める。

第8条第1項中「1年」を「1年度」に改める。

第14条の2及び第18条第3項中「1暦年」を「1年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（年次休暇に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員に係る平成27年度（施行日から平成28年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）における年次休暇の日数及び時間数（以下「日時数」という。）については、この条例による改正後の芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第1項の規定にかかわらず、平成27年1月1日（以下「基準日」という。）においてこの条例による改正前の芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第1項の規定により与えることとされた年次休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に受けた年次休暇の日時数を減じて得た日時数に5日2時間を加えた日時数とする。

(看護休暇に関する経過措置)

3 施行日の前日に在職する職員に係る平成27年度における看護休暇の日時数については、次に掲げるとおりとする。

(1) 改正後の条例第7条第2項の規定にかかわらず、基準日において改正前の条例第7条第2項の規定により有給休暇として与えることとされた看護休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に有給休暇として受けた看護休暇の日時数を減じて得た日時数に2日4時間を加えた日時数とする。

(2) 改正後の条例第14条の2の規定にかかわらず、基準日において改正前の条例第14条の2の規定により与えることとされた看護休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に受けた看護休暇の日時数を減じて得た日時数に6日2時間を加えた日時数とする。

(組合休暇に関する経過措置)

4 施行日の前日に在職する職員に係る平成27年度における組合休暇の日時数については、改正後の条例第18条第3項の規定にかかわらず、基準日において改正前の条例第18条第3項の規定により与えることとされた組合休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に受けた組合休暇の日時数を減じて得た日時数に7日4時間を加えた日時数とする。

参 照

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

暦年で付与している職員の休暇を年度での付与に移行するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

年次休暇，看護休暇及び組合休暇について，年度（現行は暦年）を区切りとして付与することとする。（第7条，第8条，第14条の2及び第18条関係）

3 施行期日等

(1) 平成27年4月1日

(2) 暦年付与から年度付与への移行に当たり，平成27年度に付与する日数及び時間数については，次のとおり経過措置を設けることとする。

休暇の種類		平成27年度（経過措置）	現 行
年次休暇		付与日数：1月1日に付与された日数 （21日以内）の残日時数 取得期間：平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	付与日数：21日以内 取得期間：平成27年1月1日～ 平成27年12月31日
		4月1日に5日2時間を追加付与 取得期間：平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	
看護 休暇	付与日数	付与日数：1月1日に付与された日数 （25日以内）の残日時数 取得期間：平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	付与日数：25日以内 取得期間：平成27年1月1日～ 平成27年12月31日
	うち 有給休暇	付与日数：1月1日に付与された日数 （10日以内）の残日時数 取得期間：平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	付与日数：10日以内 取得期間：平成27年1月1日～ 平成27年12月31日

	4月1日に2日4時間を追加付与 取得期間：平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	
組合休暇	付与日数：1月1日に付与された日数 (30日以内)の残日時数 取得期間：平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	付与日数：30日以内 取得期間：平成27年1月1日～ 平成27年12月31日
	4月1日に7日4時間を追加付与 取得期間：平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	